



鳥取県公報

平成 25 年 12 月 10 日(火)
号外第 1 2 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（6）（交通企画課）・・・ 2
- 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（7）（警務課）・・・ 4

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月10日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

鳥取県公安委員会規則第6号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すよう改正する。

改 正 後	改 正 前																										
<p>(高速自動車国道等における権限)</p> <p>第24条 法及び第4条の規定により署長の権限に属する事務のうち、次に掲げる路線に係るものは、鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般国道9号（<u>鳥取インターチェンジから鳥取西インターチェンジまでの間及び大栄東伯インターチェンジから島根県境までの間における自動車専用道路に限る。</u>）</p> <p>(3) 略</p> <p>別表第2（第7条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">路 線 名</th> <th style="width: 70%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道9号（山陰道）</td> <td>東伯郡北栄町大谷地内一般国道9号と接続する地点から<u>米子市陰田町地内島根県境まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般県道旧奈和西坪線</td> <td>西伯郡大山町名和地内一般国道9号（山陰道）名和インターチェンジから同町西坪地内<u>御来屋駅前交差点まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	略		一般国道9号（山陰道）	東伯郡北栄町大谷地内一般国道9号と接続する地点から <u>米子市陰田町地内島根県境まで</u>	略		一般県道旧奈和西坪線	西伯郡大山町名和地内一般国道9号（山陰道）名和インターチェンジから同町西坪地内 <u>御来屋駅前交差点まで</u>	略		<p>(高速自動車国道等における権限)</p> <p>第24条 法及び第4条の規定により署長の権限に属する事務のうち、次に掲げる路線に係るものは、鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般国道9号（<u>名和インターチェンジから島根県境までの間における自動車専用道路に限る。</u>）</p> <p>(3) 略</p> <p>別表第2（第7条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">路 線 名</th> <th style="width: 70%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道9号（山陰道）</td> <td>東伯郡北栄町大谷地内一般国道9号と接続する地点から<u>西伯郡大山町栄田地内一般国道9号（山陰道）赤碓中山インターチェンジまで</u></td> </tr> <tr> <td>一般国道9号（山陰道）</td> <td>西伯郡大山町名和地内一般国道9号（山陰道）名和インターチェンジから米子市陰田町地内島根県境まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般県道旧奈和西坪線</td> <td>西伯郡大山町名和地内一般国道9号（山陰道）名和インターチェンジから同町西坪地内<u>御来屋駅前交差点まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	略		一般国道9号（山陰道）	東伯郡北栄町大谷地内一般国道9号と接続する地点から <u>西伯郡大山町栄田地内一般国道9号（山陰道）赤碓中山インターチェンジまで</u>	一般国道9号（山陰道）	西伯郡大山町名和地内一般国道9号（山陰道）名和インターチェンジから米子市陰田町地内島根県境まで	略		一般県道旧奈和西坪線	西伯郡大山町名和地内一般国道9号（山陰道）名和インターチェンジから同町西坪地内 <u>御来屋駅前交差点まで</u>	略	
路 線 名	区 間																										
略																											
一般国道9号（山陰道）	東伯郡北栄町大谷地内一般国道9号と接続する地点から <u>米子市陰田町地内島根県境まで</u>																										
略																											
一般県道旧奈和西坪線	西伯郡大山町名和地内一般国道9号（山陰道）名和インターチェンジから同町西坪地内 <u>御来屋駅前交差点まで</u>																										
略																											
路 線 名	区 間																										
略																											
一般国道9号（山陰道）	東伯郡北栄町大谷地内一般国道9号と接続する地点から <u>西伯郡大山町栄田地内一般国道9号（山陰道）赤碓中山インターチェンジまで</u>																										
一般国道9号（山陰道）	西伯郡大山町名和地内一般国道9号（山陰道）名和インターチェンジから米子市陰田町地内島根県境まで																										
略																											
一般県道旧奈和西坪線	西伯郡大山町名和地内一般国道9号（山陰道）名和インターチェンジから同町西坪地内 <u>御来屋駅前交差点まで</u>																										
略																											

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年12月14日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成25年12月20日までの間における改正後の鳥取県道路交通法施行細則第24条の規定の適用については、同条第2号中「大栄東伯インターチェンジ」とあるのは、「名和インターチェンジ」とする。

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月10日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

鳥取県公安委員会規則第7号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(生活安全企画課) 第12条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(6) 略 (7) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u> （平成13年法律第31号）の施行に関すること。 (8)～(12) 略 2・3 略	(生活安全企画課) 第12条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(6) 略 (7) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u> （平成13年法律第31号）の施行に関すること。 (8)～(12) 略 2・3 略

附 則

この規則は、平成26年1月3日から施行する。